

◇大阪市水道局職員の賠償責任に関する規程の一部を改正する規程

- 1 契約に係る監督及び検査に関する体制等の見直しに伴い、職員の賠償責任に関し  
地方自治法の規定により企業管理規程で指定する職を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、令和6年12月1日から施行することにしました。

(水道局総務部総務課)